

鴻巣市立小学校食物アレルギー等対応給付金のお知らせ

鴻巣市では、給食費の抜本的な負担軽減（いわゆる給食無償化）の実施にあわせ、経済的支援の均衡を図る観点から、食物アレルギー等の理由で学校給食を停止している児童の保護者に対し、申請により給付金を支給します。

以下の要件に該当する方は、申請をしていただくようご案内します。

記

1 対象となる方（①②は児童、③④は保護者について、すべて該当する方）

①鴻巣市立小学校に在籍し、登校していること。

②医師の診断に基づく食物アレルギー、その他の疾病または宗教上の理由により学校給食を停止していること。

※あらかじめ学校へ「食物アレルギー等による給食停止申請書」を提出していることが必要です。

③生活保護費を受給していない。

④学校給食費を滞納していない。

2 給付の対象期間

令和8年4月分～令和9年3月分（11か月分）

※事前に給食を停止していない場合は対象になりません。

※月の途中から学校給食を停止した場合、その月は支給の対象にならず、翌月から支給の対象になります。

例1）令和8年6月3日から給食を停止した場合

→ 令和8年7月分から対象

例2）令和8年12月5日に鴻巣市立小学校に在籍しなくなった場合

→ 令和8年11月分まで対象

3 給付金の金額

給食を全部停止している方 5,100 円（3,608 円）× 停止月数

飲用牛乳を停止している方 1,120 円（848 円）× 停止月数

飲用牛乳以外を停止している方 3,980 円（2,760 円）× 停止月数

※1年生の4月分のみ（ ）内の金額で計算します。

4 申請方法

提出書類：鴻巣市立小学校食物アレルギー等対応給付金支給申請書兼請求書

提出先：鴻巣市立中学校給食センター（郵送または持参）

申請受付期間：令和9年3月4日（木）～3月19日（金）まで（当日消印有効）

※持参の場合は、上記期間中の平日8:30～17:15に受付。

※転出等で鴻巣市立小学校に在籍しなくなった場合は、随時受け付けます。

申請書配置箇所：各小学校、中学校給食センター、教育総務課（本庁舎3階34番窓口）、または、市ホームページからダウンロード

5 支給について

申請内容を審査し、支給できる場合は、申請書に記載された口座へ給付金を振り込みます。（令和9年4月下旬予定）

6 その他

・審査にあたり、給食の停止状況などを学校に確認させていただきます。

・偽りや不正な手段で給付金を受けた場合は、給付金を返還させていただきます。

給付金に関するよくある質問

Q 1 給食を停止した場合、いつから給付の対象になりますか。

A 1 給付の対象になるのは、1か月を通して給食の提供を受けていない月です。月の途中まで給食を受けた月は対象になりません。例えば、5月15日に「食物アレルギー等による給食停止申請書」を提出し、5月16日から給食を停止した場合は、6月分から対象になります。

Q 2 食物アレルギー等について医師の診断が必要ですか。

A 2 医師の診断が必要となります。「食物アレルギー等による給食停止申請書」の停止の理由欄に記載のとおり、食物アレルギーで給食を停止する場合は、医師が記入した「学校生活管理指導表」が必要です。疾病等の理由で給食を停止する場合は、医師の「診断書」が必要です。診断書などの作成にかかる費用は、保護者の負担となります。

Q 3 宗教上の理由で給食を停止している場合は、給付の対象になりますか。

A 3 対象となる場合があります。「食物アレルギー等による給食停止申請書」の停止理由欄で「疾病等」にチェックがあり、かつこ内に、例として「〇〇教上の理由により、〇〇を食べることができないため」と記載してあり、給食を停止している場合は、給付の対象になります。

Q 4 食物アレルギーや疾病等以外の理由で給食を停止している場合は、給付の対象になりますか。

A 4 対象になりません。例えば、好き嫌いなどの理由による給食停止は、給付の対象外です。

Q 5 給付金の申請書の記入方法がわかりません。

A 5 記入例と給付金の申請書は、各小学校で配布しています。また、市ホームページにも記入例を掲載しています。書き方で分からないことがある場合は、中学校給食センターへお問い合わせください。

Q 6 学校を休みがちですが、給付の対象になりますか。

A 6 鴻巣市では給食をきっかけとした登校支援を行っており、長期欠席による給食停止は対象になりません。ただし、食物アレルギー等の理由で給食を停止しており、「食物アレルギー等による給食停止申請書」を学校に提出していて、登校した実績がある月は、給付の対象になります。

Q 7 給食を停止していることは、どのように確認しますか。

A 7 給付金の申請書を提出いただいた後、市が在籍する小学校に確認します。確認する内容は、「食物アレルギー等による給食停止申請書」の提出状況や、給食停止の有無などです。

【問合せ及び申請書類提出先】

〒365-0044 鴻巣市滝馬室 587 番地 1

鴻巣市立中学校給食センター

TEL 048-543-5333 FAX 048-543-5322

※平日8:30~17:15にご持参いただくか、ご郵送ください。(FAX 不可)